

a u (W I N) 通信サービス契約約款

第 512 版

令和 4 年 4 月 1 日

沖縄セルラー電話株式会社

au (WIN) 通信サービス契約約款 (平成 13 年 10 月 1 日) は、令和 4 年 4 月 1 日をもって廃止しました。

附則 (OCT 営発第 220401 号)

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和 4 年 4 月 1 日から実施します。
(au (WIN) 通信サービスの提供終了及び経過措置)
- 2 当社は、令和 4 年 3 月 31 日をもって、au (WIN) 通信サービスの提供を終了しました。
- 3 当社は、令和 4 年 4 月 1 日に、前項に定める提供終了の際に締結していた au (WIN) 通信サービスに係る契約を解除します。
- 4 契約者は、前項に定める契約の解除に係る契約解除料の支払いを要しません。
- 5 第 2 項に定める提供終了の際に au 契約 (au デュアル又は UIM サービスに係るもの) に限ります。以下この項において同じとします。) を締結していた者から、令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 6 月 30 日までの間に、当社の 5G 約款又は LTE 約款に定める 5G 契約又は LTE 契約の申込みがあり当社が承諾した場合、次の取扱いを行います。
 - (1) その者から申出があった場合に、au 契約に係る電話番号を、その 5G 契約又は LTE 契約に係る電話番号として利用できるようにすること。
 - (2) 前号に定める申出があった場合に、その 5G 契約又は LTE 契約に係る契約事務手数料の支払いを不要とすること。
- (au (WIN) 通信サービスの料金等の支払いに関する経過措置)
- 6 当社は、令和 4 年 3 月 31 日以前に申込みのあった端末設備の変更、au サービスの種類の変更等所定の手続きの完了が令和 4 年 4 月 1 日以降となった場合、au (WIN) 通信サービスの提供終了時に締結していた au 契約の基本使用料の料金種別等の契約内容に応じた、令和 4 年 4 月 1 日からその手続きが完了する日までの間の au (WIN) 通信サービスの料金及び付随サービスに関する料金等 (提供終了前のこの約款等の規定に基づき計算した額とします。) と同額を一旦請求し、その請求した料金と同額を翌料金月以降に当社所定の方法により返還することがあります。